

恵庭市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月23日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第1号

恵庭市税条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市税条例施行規則（平成19年規則第21号）の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第23条（略）				第1条～第23条（略）			
(標識のひな型等)				(標識のひな型等)			
第24条（略）				第24条（略）			
軽自動車等		地の塗色	文字の塗色	軽自動車等		地の塗色	文字の塗色
原 動 機 付 自 転 車	条例第89条第1号ア に掲げるもの	白色	濃紺色	原 動 機 付 自 転 車	条例第89条第1号ア 又はウに掲げるもの	白色	濃紺色
	(略)				(略)		
	条例第89条第1号ウ に掲げるもの	桃色	黒色		条例第89条第1号エ に掲げるもの	桃色	黒色
	条例第89条第1号エ に掲げるもの	薄青色	濃紺色		条例第89条第1号オ に掲げるもの	薄青色	濃紺色
(略)				(略)			
2（略）				2（略）			
第25条～第30条（略）				第25条～第30条（略）			
(災害を受けたものに対する減免)				(災害を受けたものに対する減免)			
第31条（略）				第31条（略）			
2（略）				2（略）			

現行	改正案
<p>3 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合は、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について、次の区分により市民税を減免する。</p>	<p>3 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合は、農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から<u>農業保険法</u>____(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。)に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額)について、次の区分により市民税を減免する。</p>
(略)	(略)
第32条～第43条 (略)	第32条～第43条 (略)
附 則	附 則
1・2 (略)	1・2 (略)
(経過措置)	(経過措置)
<p>3 この規則の施行前に<u>附則第2項</u>の規定による廃止前の市税の減免等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p>	<p>3 この規則の施行前に<u>前項</u>____の規定による廃止前の市税の減免等に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p>
別表(第22条関係)	別表(第22条関係)
障害者の範囲	障害者の範囲
1 (略)	1 (略)
(略)	(略)
<p>2 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で<u>前号</u>の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に</p>	<p>2 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で<u>前項</u>の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に</p>

現行	改正案
<p>応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第一号表ノ二による重度障害の程度に該当する障害を有するもの</p>	<p>応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第一号表ノ二による重度障害の程度に該当する障害を有するもの</p>
(略)	(略)
3 (略)	3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

